

原子力災害避難計画等に関する質問・要望書

大阪府摂津市長 森山一正様

4月14日に福井地方裁判所が出した高浜原発3・4号運転差止め仮処分決定【資料1】では、基準地震動の過小評価、重要施設の耐震安全性の軽視等を踏まえ「万が一の危険という領域をはるかに超える現実的で切迫した危険である」と断じています。さらに、これらについて、新規制基準が規制の対象としていないことを問題とし、「新規制基準は緩やかにすぎ、これに適合しても本件原発の安全性は確保されていない。新規制基準は合理性を欠くものである」と厳しく批判しています。

一方、原子力規制委員会は4月22日に原子力災害対策指針を改定しました。関西広域連合の4月23日付の国への申し入れ【資料2】にもあるように、今回の改定は「実測値のみに基づく防護措置の実施、UPZ外の地域における防護措置のあり方等について」大きな問題があり、住民の安全を守るものとはなっていません。

しかし、関西電力は大飯原発3・4号機、高浜原発3・4号機の再稼働に向けて準備を進め、老朽化した高浜1・2号機についても運転延長を求めるなど原発推進の動きを強めています。

このような状況を踏まえ、摂津市としても、原発の再稼働に反対するとともに、原発の安全性や原子力規制を検証する専門家による第三者機関の設置を、大阪府や関西広域連合に求めてください。

また、摂津市は、若狭の原発で事故が起こった場合に、滋賀県高島市民654名を受け入れることになっています。この受け入れ計画等について、下記の質問と要望に答えてください。

【質問事項】

1. 高島市民の受け入れ計画について

摂津市は大飯・高浜原発のUPZ圏内にある滋賀県高島市今津町から三宅スポーツセンターに654人の避難者を受け入れることが決まっています。

(1) 三宅スポーツセンターに受け入れを決めた理由をお聞かせください。

①三宅スポーツセンターは、自然災害時の摂津市民の避難所にもなっています。市の公表データでは、三宅スポーツセンターの「収容可能面積」は1,104m²で、収容人員は669名となっており、一人当たり約1.6m²です。兵庫県の原発事故時の避難所は、自然災害の避難と比べると長期化する可能性があるため、一人当たり3.3m²です。

三宅スポーツセンターだけで高島市民654名を受け入れるのは困難ではないですか。

②三宅スポーツセンターでは、車椅子用のスロープやトイレはありますか。

③女性・乳幼児・高齢者・傷病者等の要援護者の数は把握していますか。要援護者に配慮した福祉避難所や設備等を確保・検討していますか。

(2) 避難元の高島市と相談・調整等はできていますか。高島市からの避難所訪問等は予定されているのでしょうか。

2. 自然災害と原発事故の複合災害及び孤立集落の問題について

内閣府が昨年実施した「中山間地等の集落散在地域における孤立集落発生の可能性に関する状況フォローアップ調査（第2回）」（2014年10月22日）では、全国の原因の約30km圏内で、自然災害により孤立する集落は2,318もあり、その内約8割の集落ではヘリコプターを使用できません。若狭の原因から約30km圏内の福井県・京都府・滋賀県の孤立集落は625集落もあり、ヘリが使用できない集落は504集落にも及びます（毎日新聞5月25日）【資料3】。摂津市が受け入れる滋賀県高島市に限っても、土砂災害や雪害により孤立する集落は26箇所もあります。

近年の地震、豪雨・土砂災害等の頻発と深刻さを考慮すれば、原発事故と同時にこれら自然災害が起こる複合災害となれば、孤立集落は避難さえできなくなります。避難できなければ、被ばくは避けられません。

(1) 住民の安全を第一に考えれば、避難出来ない孤立集落がある以上、原発の再稼働は認められないのではないですか。

(2) 摂津市の場合、自然災害により孤立する可能性のある地区はありますか。

高島市からの避難道路に土砂災害等の危険区域はありますか。

3. 安定ヨウ素剤の備蓄等について

摂津市は大飯・高浜原発から80~90kmほどの距離にあります。滋賀県等が行った原発事故時の放射性物質拡散シミュレーションの結果を踏まえれば、摂津市は50~100mSvとなっており、大阪府南部まで、IAEAの安定ヨウ素剤服用基準50mSvを超える被ばくが予測されています。【資料4】

しかし、原子力規制委員会は、4月に原子力災害対策指針を改定し、30km圏外では安定ヨウ素剤の「準備不要」等とし、屋内退避だけに限定しています。また、SPEEDI等の予測的手法も使わないとしています。これについて、大阪府は私たちの申し入れに対し「福島県飯舘村の事例もあり、一概に『30km圏外においては特別な予防的措置は必要なし』とは言い切れないと考えます」「被ばくしながらの避難では安定ヨウ素剤の入手・服用は困難であると考えられます」と回答しています（5月18日付文書回答）【資料5】。関西広域連合は、4月23日の委員会で、この問題も含めて、新たに国へ申し入れしました。

(1) 箕面市など既に安定ヨウ素剤の備蓄・検討を進めています。高浜原発から約50kmの兵庫県篠山市では、安定ヨウ素剤の事前配布が実施されます【資料6】。滋賀県は県内ほぼ全域で安定ヨウ素剤の備蓄を決めています。福島県では第一原発から100km以上離れた地域でも小児甲状腺がんの子どもがでています【資料7】。摂津市としては安定ヨウ素剤の備蓄等をどのように検討されていますか。

(2) 屋内退避の開始や解除、その情報についてどこからどのように指示が来る事になっていますか。またその後の避難などについて検討されていますか。

摂津市内にモニタリングポストはありますか。可搬式の線量計はありますか。

(3) 原発事故が起これば琵琶湖の水が汚染されます。安全な水の確保について検討されていますか。現在どれくらい備蓄がありますか。

(4) 国の指針では、妊婦・乳幼児・子どもたちへの特別な防護措置も示されていません。摂津市としては対策がありますか。

4. 国の基準や原発の安全性を検証するために

(1) 福井地裁の仮処分決定では、国の審査基準が緩やかすぎると厳しく批判しています。また、関西広域連合は、立地並みの安全協定を求めています。このような状況を踏まえて、国任せではなく、原発の「被害地元」である関西でも、国の規制基準や原発の安全性を検証するために、第三者の専門家による委員会の設置を検討すべきではないですか。摂津市として、大阪府や関西広域連合に求めるべきではないですか。

【要望事項】

1. 福井地裁の高浜原発3・4号の運転差止仮処分決定を尊重し、高浜原発3・4号の再稼働は認められないと表明してください。
2. 避難出来ない孤立集落の問題がある以上、原発の再稼働は認められないと表明してください。
3. 原子力規制基準や原発の安全性について検証・検討するために、大阪府及び関西広域連合として独自に第三者の専門家による委員会を設置するよう求めてください。
4. 原子力災害対策指針の改定版では住民の安全は守れません。規制委員会に撤回を求め、独自のPPA対策などを検討するよう、大阪府及び関西広域連合に求めてください。
5. 摂津市独自に、安定ヨウ素剤の備蓄などを検討してください。

2015年7月6日

避難計画を案ずる関西連絡会

(連絡先団体：グリーン・アクション／原発なしで暮らしたい丹波の会／脱原発はりまアクション／原発防災を考える兵庫の会／美浜の会)

この件の連絡先：美浜の会 大阪市北区西天満4-3-3 星光ビル3階 TEL 06-6367-6580 FAX 06-6367-6581